

ご利用の流れ

ご利用を希望される場合には、お近くの栄養ケア・ステーションに、まずは、お気軽にご連絡ください。

STEP 1

はじめに、お近くの栄養ケア・ステーションをホームページでお探し下さい。

全国の施設一覧を見る
>>>



STEP 2

該当する栄養ケア・ステーションを見つけたら、お電話かe-mailでご連絡ください。



STEP 3

ご要望をもとに、担当者が管理栄養士・栄養士の調整を行い、適切なプランを作成、料金をご提示します。



STEP 4

契約内容について、ご本人の確認がとれしめ、管理栄養士・栄養士をご紹介します。



Question & Answer

Q & A

よくある質問と回答例を紹介します。ご利用の検討にさらに質問がある場合には、直接お近くの栄養ケア・ステーションにお問い合わせください。

Q. どんな人が受けられますか?

Q01



A.

どなたでも受けられます。疾病を抱えた方。健康的にダイエットされたい方はもちろん、栄養・食に関する知識が必要な方、あるいは食事で困りごとがある方、地域にお住まいの方すべての方が対象です。

Q. どんな管理栄養士・栄養士が来てくれますか?

Q02



A.

基本的には、地域に在住または勤務する管理栄養士・栄養士がうががいます。近所や地元の様子もわかっているので、話も弾みます。

Q. 依頼からどれくらいの期間で来てくれますか?

Q03



A.

各栄養ケア・ステーションにより、また、内容によって異なりますが、中二日、三日程度をめどとしてください。

Q. 訪問時間はどれくらいですか?

Q04



A.

内容によって異なりますが、在宅訪問の場合にはおよそ30分がめどとなります。詳しくは、各栄養ケア・ステーションにご相談ください。

Q. 料金はいくらですか?

Q05



A.

栄養ケア・ステーションごとに異なります。ご依頼の際には、事前に必ずご確認いただきます。

Join us!

栄養ケア・ステーションを開設したい事業者・個人の方へ

(公社)日本栄養士会では、栄養ケアサービスを提供する各事業者、管理栄養士・栄養士の方向けに認定制度を導入しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

▶ <https://www.dietitian.or.jp/carestation/business/>



[事業に関するお問い合わせ]

公益社団法人 日本栄養士会
THE JAPAN DIETETIC ASSOCIATION

www.dietitian.or.jp
〒105-0004 東京都港区新橋5.13.5
新橋MCVビル6階
tel 03.5425.6555 | fax 03.5425.6554

管理栄養士・栄養士を、毎日の暮らしに。



栄養ケア・ステーション

ご利用ガイド

例えば、退院後の食事、例えば、離乳食に関すること、
食事と栄養に関するお悩みや疑問、相談に、
地域の管理栄養士・栄養士が丁寧に対応します。



About Nutrition Care Station

栄養ケア・ステーションとは?

栄養ケア・ステーションは、栄養・食の専門職である管理栄養士・栄養士が所属する、地域密着型の拠点です。地域住民の方はもちろん、医療機関、自治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象に管理栄養士・栄養士をご紹介、用途に応じたさまざまなサービスを提供します。

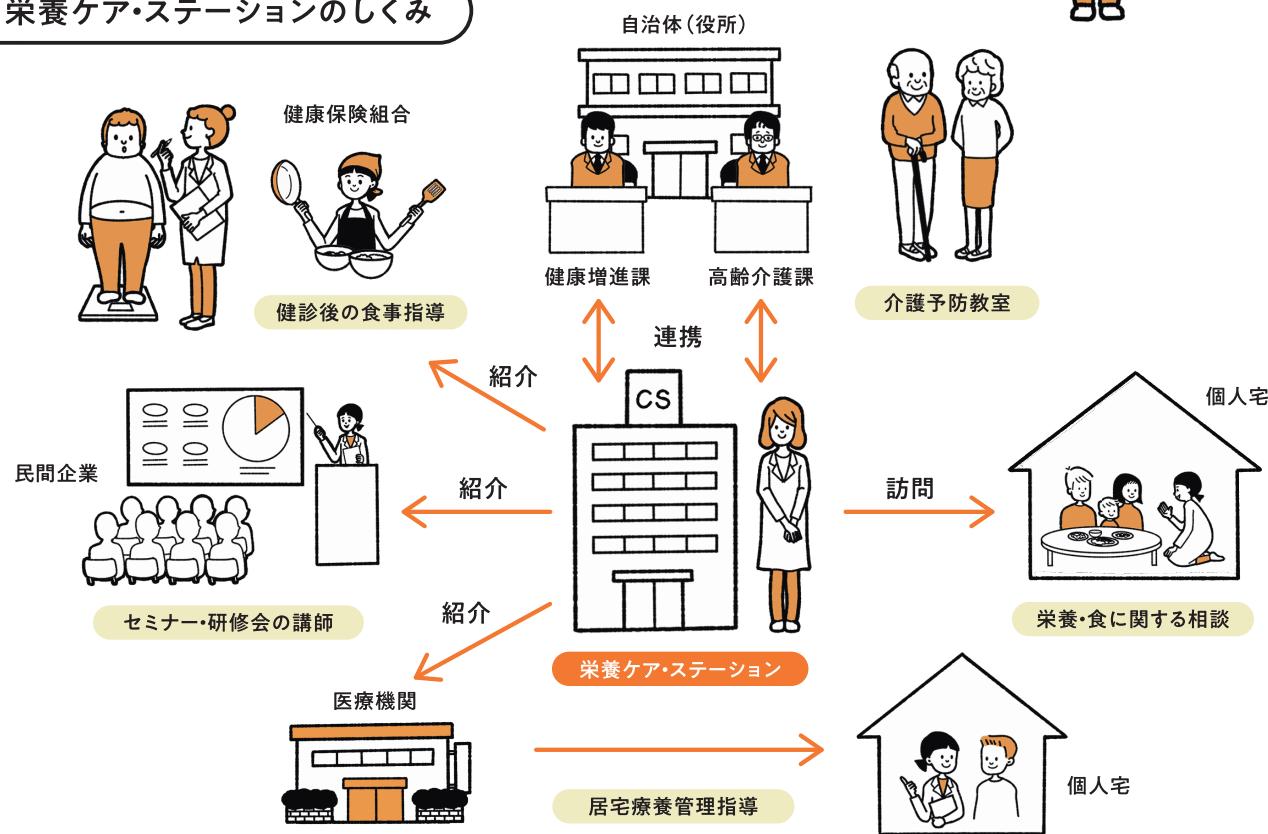


Services of Nutrition Care Station

栄養ケア・ステーションの主なサービス

管理栄養士・栄養士が各所へ訪問、毎日の栄養・食について、直接的にサポートいたします。

栄養ケア・ステーションのしくみ

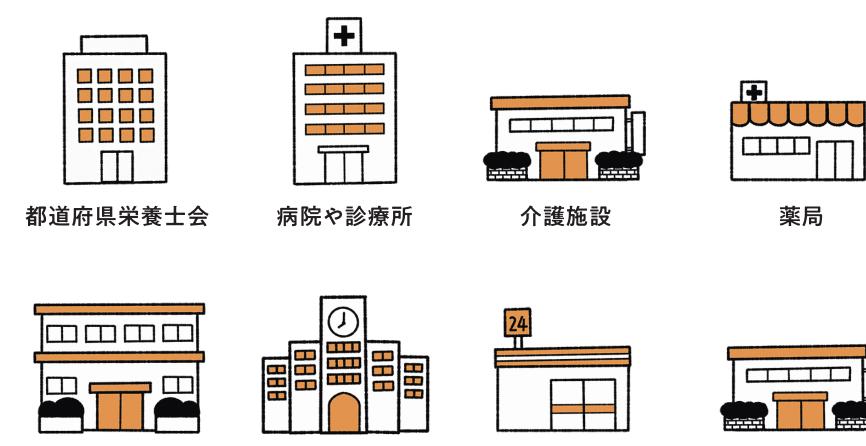


Nutrition Care Station is here!

栄養ケア・ステーションはここにあります

全国 356 か所

全国の都道府県に、356か所設置されています(2021年4月1日現在)。都道府県栄養士会内をはじめ病院や診療所のほか、日常の暮らしから気軽にアクセスできるよう薬局、コンビニエンスストアやスーパーなど、さまざまなタイプがあることも特長です。



全国の施設一覧を見る



<https://www.dietitian.or.jp/carestation/search/>

自治体

大学

コンビニエンスストア

起業した管理栄養士

Services of Nutrition Care Station

栄養ケア・ステーションの主なサービス

管理栄養士・栄養士が各所へ訪問、毎日の栄養・食について、直接的にサポートいたします。

住民向け ほか

栄養・食に関する相談



食事に関して、健康面で気になっていらっしゃる方を幅広くサポート。

住民向け ほか

健診後の食事指導



生活習慣の改善が必要な方に対し、食事や栄養などの見直しをご提案します。

住民向け ほか

健康・栄養に関するレシピや献立の考案



クライアントの各疾患に対応したダイエット食など、栄養のバランスを考慮した献立を作成します。

住民向け ほか

スポーツ栄養に関する指導・相談



個人やチーム、団体を対象に、健康管理や理想的なアスリートに近づくための食事や栄養を栄養学の観点からサポート。

住民向け ほか

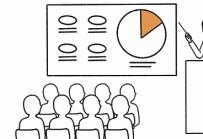
栄養・食に関する相談(訪問型)



通院が困難な在宅療養中の方に対し、ご自宅での栄養食事指導を承ります。

企業・団体向け

セミナー・研修会への講師紹介



地域の企業や自治体、学校に向けて、食事や栄養に関するセミナー、研修会への講師紹介を承ります。

企業・団体向け ほか

料理教室の企画運営



地域の企業や自治体、学校に向けて、料理教室の企画・運営を承ります。

医療・介護事業者向け

診療報酬・介護報酬にかかる業務



医療機関と連携、医師の指示により、疾患を持つ患者への栄養食事指導を実施します。

歯科事業者向け ほか

歯科と連携した栄養食事指導



歯科との連携により在宅療養中の摂食嚥下障害の方に対し、ご自宅での居宅療養管理指導を承ります。

企業・団体向け

食品・栄養成分表示に関する指導・相談



スーパーなど食品事業者販売に必要な栄養成分表示に関するご相談などを承ります。

自治体向け

地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務



地域ケア会議への参加や、配食サービス事業者との連携により共食の場のプランを考え実施します。

サービスの事例を見る



<https://www.dietitian.or.jp/features/carestation/>

各サービスの料金について

各サービスの料金は、事業所ごとに異なります。直接お問い合わせください。

利用者の声



診療所の医師から

- 栄養支援が必要な在宅患者へのアプローチに困っていたが、栄養ケア・ステーションの存在を知り、依頼することで、患者はもとより、家族や関わる医療スタッフの知見も広がり助かっている。
- 在宅での栄養支援が必要な糖尿病の独居高齢者へ、管理栄養士が関わることで、日々の食生活が改善し、HbA1c や体重に良い変化が見られた。



他職種から

- 誤嚥の恐れのある低栄養患者に対して、介護者の負担軽減になる濃厚流動食の提案や、患者本人の希望である経口摂取の継続に向けた調理方法を指導いただき、摂取できる食品の種類が増え、QOLの向上につながった。看護師も学ぶことが多く、栄養面で心配な患者は管理栄養士に依頼したい。(看護師)
- 調理はできないと訪問介護に頼りっきりの患者が、管理栄養士から簡単な調理方法を教えてもらうことで、1品は調理するという目標を達成し、自信につながった。(介護支援専門員・訪問介護員)



利用者様（ご家族）からの声

- 実際の食事量を見てもらって、過不足の確認をしてもらえて安心できた。
- 誤嚥を繰り返していたが、とろみやミキサー、ゼリー食など、必要に応じて色々な調理方法を教えてもらい、誤嚥することが減り、食事量が増えた。
- 食べる量が少なく困っていたが、少量でも栄養価が上がる調理方法を教えてもらい、体重が増えた



管理栄養士がいない診療所の皆様へ

<https://www.dietitian.or.jp/carestation/introduce/>



ご依頼および詳しい契約内容等は、
各都道府県栄養士会栄養ケア・ステーションまで、お問い合わせください。

都道府県栄養士会一覧

<https://www.dietitian.or.jp/about/region/>

管理栄養士が いない 診療所の皆様へ

都道府県栄養士会
栄養ケア・ステーションの
登録管理栄養士が
栄養食事指導（外来・在宅）を
行います。



栄養ケア・ステーション

栄養の力で人々を健康に、幸せに。

診療報酬
介護報酬
の
算定について

診療所の現場で、こんなお悩みはありませんか？



- 栄養食事指導が必要な患者がいるけど、どこに相談したらいいかわからない…
- 栄養食事相談ができる管理栄養士を探してほしい…
- 必要な日に必要な時間だけ頼みたいのだけれど…

都道府県栄養士会栄養ケア・ステーションの登録管理栄養士が、
栄養食事指導（外来・在宅）を行います。

管理栄養士による栄養食事指導

外来栄養食事指導（外来栄養食事指導料2）

管理栄養士が診療所に出向き、医師の指示に基づき、療養上必要な栄養や食事の管理及び指導を行います。
栄養管理が必要な方がおられましたら、ご相談ください。

【対象患者】

- ・通院中の患者
- ・糖尿病、腎臓病、脂質異常症、胃・十二指腸潰瘍、心疾患、高度肥満症、膵臓疾患、貧血、痛風など、特別な治療食が必要な方
- ・がん、摂食機能又は嚥下機能低下、低栄養状態の方

【指導内容】

- ・疾患に対する食事内容や、食事形態などの指導
- ・食事摂取量と栄養状態の確認
- ・病態や食の好み、周りのサポート等を考慮した具体的な献立提案
- ・栄養補助食品、介護用食品の紹介、使用方法のアドバイス
- ・その他、療養生活に関わる様々な相談

訪問栄養食事指導（在宅患者訪問栄養食事指導料2（診療報酬）、居宅療養管理指導費II（介護報酬））

通院などが困難な方のために、管理栄養士がご家庭に定期的に訪問し、医師の指示に基づき、療養上必要な栄養や食事の管理及び指導を行います。なお、訪問栄養食事指導については、対象患者が要介護又は要支援認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなります。

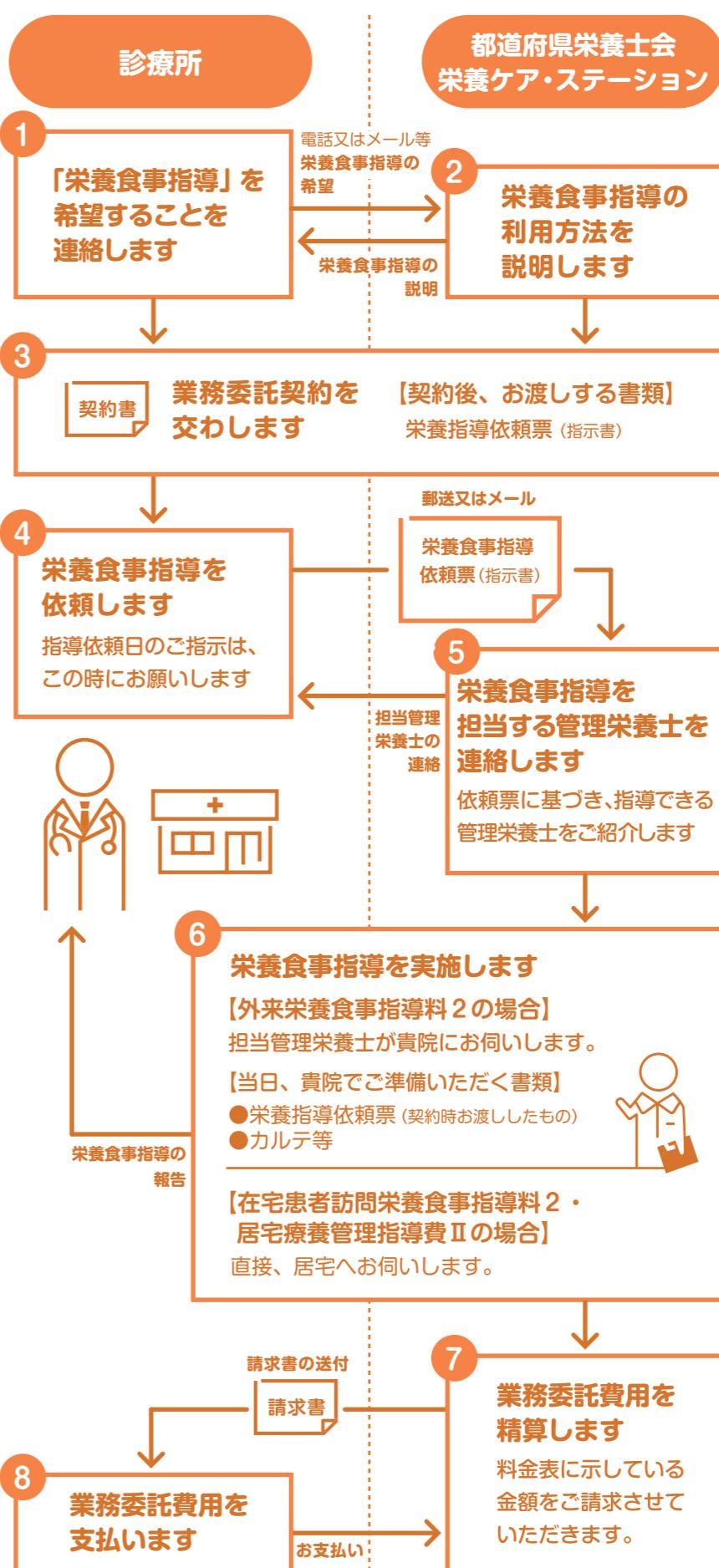
【対象患者】

- ・通院が困難でご自宅で療養中の方
- ・糖尿病、腎臓病、脂質異常症、胃・十二指腸潰瘍、高血圧、心疾患、高度肥満症、膵臓疾患、貧血、痛風など、特別な治療食が必要な方、低栄養状態、嚥下機能障害の方

【指導内容】

- ・疾患に対する食事内容や、食事形態などの指導
- ・食事摂取量と栄養状態の確認
- ・調理指導（ヘルパーや家人への指導も可能）
- ・栄養補助食品、介護用食品の紹介、使用方法のアドバイス
- ・その他、療養生活に関わる様々な相談

栄養ケア・ステーション活用の流れ



診療報酬の算定

●外来栄養食事指導料2

(1) 初回 250 点
(情報通信機器を用いた場合: 225 点)

(2) 2回目以降 190 点
(情報通信機器を用いた場合: 170 点)

※初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

※令和4年診療報酬改定より「外来栄養食事指導料2」では、情報通信機器を用いて指導を行った場合も初回から算定可能

●在宅患者訪問栄養食事指導料2

(イ) 単一建物診療患者が1人の場合 510 点

(ロ) 単一建物診療患者が2~9人の場合 460 点

(ハ) イ及びロ以外の場合 420 点

※患者1人につき月2回まで算定

介護報酬の算定

●居宅療養管理指導費II（介護報酬）

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 524 単位

(二) 単一建物居住者2人から9人以下に対して行う場合 466 単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 423 単位